

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 6 年 5 月総会議事録

期 日 令和6年5月10日(金)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和6年5月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(12人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	3番 藤川 航
4番 西山 一郎		6番 宗吉 弘行
7番 星野 宗広	8番 中村 明	9番 大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(1人)

5番 松江 勇治

農地利用最適化推進委員(2人)

北永 一弘
千住 幹雄

4、本会事務局 局長 森元 幸吉 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●、 ●●番 ●●

議案第1号 農業基盤強化促進法に基づく農用地利用集積(利用権設定)について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農業委員の辞任について

議案第4号 農地法第4条の規定による農地転用計画変更承認申請について(追加議案)

その他

事務局長 定刻の時間前ですが皆さん集まりましたので今から令和6年5月の農業委員会総会を開催いたします。
それでは会長挨拶をお願いします。

会長 皆さんこんにちは。
天候が非常に不十分で2、3日が続けば晴れると言う事ですが、なかなか農作業も進まないのが現状ではないかなというふうに思います。
また記憶からですね非常に天候の変化が激しくなると体調を壊したりするので皆さん気をつけて農作業事故のないようにお願いします。

事務局長 はい、ありがとうございました。
それでは、本日、●●委員さんより欠席の連絡がありました。
本日は農業委員13名中12名の出席であり、定数に達しますので、総会は成立しています。
また、推進員さん6名中、今日、●●委員さん●●委員さんが、欠席されております。4名出席です。これより議事を行いたいと思います。
会長は会議規則第4条の規定により、会長をお願いいたします。
それでは会長、お願いします。

会長 それでは議事に入ります。
議事日程 議事録署名人の決定について議題といたします。
議事録署名委員は議長において指名することに御異議ございませんか。

全会長 はい。
異議なしと認め、議事録署名委員は●●番、●●委員、●●番、●●委員、をお願いいたします。
それでは議案に入ります。

係長 議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について事務局説明をお願いいたします。

係長 はい。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について。
番号1、賃借人氏名、●●、住所、川崎町大字安真木●●番地の●●、賃貸人氏名、●●、住所、川崎町大字安真木●●番地の●●、利用権設定等による法律関係は賃借権になります。
土地の所在、大字安真木字戸山原、地番●●番●●、地目、畑、面積1108㎡。年数10年、設定の内容は、新規で、10アール当たりの小作料の金額が無償となっております。
畑、合計面積1108㎡です。続いて7ページのほうを御覧ください。
集計表になりますが、新規設定が32件、うち田、79,021㎡、畑、22,983㎡、計102,004㎡、継続設定が22件、田が77,925㎡、畑1,890㎡、計79,815㎡です。
借手、28人、貸手50人、田、117筆、面積、156,946㎡

畑、29筆、面積、24,873㎡。
合計、146筆、181,819㎡の利用権設定の申出が提出されて
おります。以上です。

議 長 今、事務局のほうから説明が終わりました。意見のある方挙手をお
願いいたします。
ごさいませんか。

委 員 員 員
議 長 はい。
ないようですのでお諮りいたします。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積、利
用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたし
ます。はい、ありがとうございました。
賛成多数ですので、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づ
く農地利用集積、利用権設定については、原案どおり承認とし、
5月20日から6月19日まで公告します。
続きまして議案第2号、番号1非農地証明について、事務局説
明お願いいたします。

係 長 はい。
議案第2号の非農地証明願について、番号1、申請人、住所、福
岡市東区和白丘●●丁目●●番●●号、氏名、●●、土地の所
在、大字安真木字戸頃、地番●●番、地目、畑、現況、すみませ
んこれ山林が抜けてましたので山林と記入をお願いします。地積
131㎡、申請理由としまして、20年以上前より、山林原野とし
て課税されています。また、農地への復旧が困難であるという事
で11ページの写真を御覧ください。
11ページの写真の現況写真を見てもらえばわかるように、20
年以上前より山林と課税されており、農地の復旧が困難な状態
です。4月25日に●●委員と●●推進委員とで現地確認しまし
た。
9ページに位置図、10ページに航空写真、11ページに現況写
真つけています。よろしくをお願いします。
事務局、説明は終わりました。現地確認をした●●委員、補足説
明お願いいたします。

議 長 ●● 委員 員
●● 委員 はい。
4月25日に事務局と●●委員とで現地確認を行いました。
長年耕作してない状態で、農道にまで竹がたくさん入って来てい
る状況です。
仮にこれを伐採しても根っこ なんかがあるために復旧は難しい
と考えております。
以上です。

議 長 員 員
議 長 はい。
ただいま事務局及び●●委員の説明がありました質疑のある方は
挙手をお願いいたします。ごさいませんか。

委 員 員 員
議 長 員 員 員
議 長 はい。
ないようですのでお諮りいたします。

議案第2号、番号1、非農地証明について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員
議長

はい。

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第2号、番号1、非農地証明願については原案どおり承認といたします。

続きまして、議案3号、農業委員の辞任について、事務局説明をお願いいたします。

係
議長

はい。

議案第3号、農業委員の農業委員会委員の辞任について、先日、●●委員より辞任同意願いが、提出されましたので読み上げます。

辞任同意願、川崎町農業委員会、会長 田所義信殿、

1 任期、令和5年7月20日から令和8年7月19日、

2 辞任の理由、一身上の都合により、上記の理由により、川崎町農業委員会、農業委員を、令和6年7月19日をもって辞任したいので、農業委員会等に関する法律第13条の規定により同意をお願いします。

令和6年4月22日、住所、川崎町大字安真木●●番地。

氏名、●●。ということですので。最後のページに、農業委員会等に関する法律を載せています。

委員の辞任については、第13条、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、議員を辞任することができるのとあります。

農業委員の任命権者は、川崎町長ですので、農業委員会の同意を得て町長への辞任願を提出するものであります。

よろしくをお願いします。

議
議長

はい事務局の説明が終わりました質疑、意見のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

●● 委員

本人がね、辞めたいんよね。

これよく分からんけど、今までやめた人っておるんですか。

係
議長

過去に一、二件あったというふうなことをちょっと聞いてます。

●● 委員

いや、一身上の理由やった理由が全然わかんないですね。

後の予定としてはどうなんですか その欠員について。

事務局 議長

欠員につきましては、これが認定されれば、新しく、募集をしてまた補充したいと思ってます。

どうしても欠員のままだとか、都合がやっぱ悪いですよ。

上真崎地区限定っていうことで応募をかけたいと思ってます。

議
委員

いいですか。他に何かないですか。

議
委員

なし。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第3号農業委員の辞任について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました賛成多数ですので、議案第3号、農業委員の辞任について原案通り承認とし、辞任同意書を交付いたします。

続きまして別紙の追加議案第4号、この議案は●●委員に関する議案でございますので、●●委員退席をお願いいたします。

●●委員
議 長
係 長

はい。

それでは農地法第4条の規定による農地転用計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。

はい。

議案第4号、農地法第4条の規定による農地転用計画変更承認申請について、番号1、申請人住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字田原字大行事、地番、●●番、地目、田、地積387㎡、合計3筆、892㎡です。変更内容は、埋立土搬入業者と、埋立搬入土になります。

変更前、搬入業者は有限会社●●変更後は有限会社●●、搬入土につきましては変更前が真砂土、変更後につきましては、真砂土及び建設発生土ということで、変更理由につきましては、埋立て地盤を早期に安定させるため、建設発生土を混ぜて使用したいということです。

この議案は先日、工期延長した議案の続きですが、今回は土の搬入業者と搬入土の変更の申請になります。

搬入業者は、有限会社●●となっていますが、実際は●●の系列会社となります。

また、建設発生土につきましては、産業廃棄物は持ち込まないということで、建設発生土について、県に確認したところ、県から認定された建設発生土の受入れ地として、認定を受けており、県は産業廃棄物に含まれない土であり、盛土の材料として、一般的な、埋立てに使用されている土との回答を得ています。

また、近隣住民及び水利権者からは、次ページ以降に承諾書をつけています。

最後のページに、近隣住民の位置図もつけております。

よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりましたが質疑、意見のある方挙手を願います。

●● 委員

はい。

●● 委員

埋め立て土は何㎡ほどあるんですか。

見た感じでは1万㎡くらいだと思う。

トラック2000台ぐらいが1万立米なんですね。谷になっているので高さをどれくらいまで埋めるのか。まちを上げるって、高さに含めるとこれちょっとありますので、それを今、道路から1番下まで、10メートルぐらいある。この高さが1枚です。

係 長

総埋立て量の搬入㎡は5,950㎡となります。

- 委員 3メートルで 15,000 これは 1 年じゃ終わらないよね。
- 係 長 一応前回期間の変更通知が出てると思うんですけども、1 年でと
いうことで来年の 3 月 31 日まで。
- 委員 ●●というところが、一社で埋めるわけじゃないよね。
これ、県のやつで許可受けて埋め立てるなら、よその業者の分も
受け、受け入れるということですか。
- 係 長 いや。
- 委員 はい。●●さんが、一応ここに搬入するというふうなことです。
だから 1 社だけですか。
- 係 長 はい。
- 委員 それで 1 年間、それで 1 万なんぼも泥が出るやあか。埋めきる
やあか。いう御意見。
- 議 長 建設発生土が 1 年間でそのぐらい出るかと言う事でしょ。
- 委員 要するに何ぼ、大きな、国交省の大きな工事では 5,000 m³とか
という量が出るんやけど、川崎町内の業者で 5,000 m³の仕事が
あるかって言う話なんですよ。
- 事務局 長 一応、真砂土とですね、併用して埋めていきたいということな
ので、これだけやったんですよ。
- 委員 真砂土は今、m³ 2000 円ぐらいするでしょ。その半分 2,500
として、莫大な金掛かるということで恐らくそれはないと思うん
よね。
- 議 長 これ、当初真砂土やったけどね。
- 委員 いやそれで、近隣住民から、埋めとるんじゃないかっていう問題
で今このいきさつはあるんですよ。その中でもそのヘドロとかい
う、建設発生土でもヘドロとか困って混載してみりゃ、分からん
話やけど、そういうところがちょっと微妙なところなんよね。近く
に伯父さんもおるんやけど、もう家の前で分かるんやけど、さっ
き川崎町内の業者が一社で 5000 m³を埋めきるかって話なんです
いよ。ちょっと無理と思う。
- 議 長 産廃や変なものを埋めたりしよんじゃないかと一日ついて見よく
わけにもいかないからね。
- 委員 一般の町の工事にしても、いろいろと見て 1000 m³とか、大きい
と思うんですよね。
県の工事としても、県の工事は河川の泥になってくるんで、玉砂
利とかそういうのが入ってくるんでね。
さっき 1 年やったと思うけど、とうてい 1 年では無理だと思
う。
- 議 長 難しいかも そこのところはね、●●が自分のところの工事の土
を持って来ようという事ならね。

事務局長 一応私どもちょっとその建設残土の受入れ地っていうことで、ちょっと気になってですね、県のほうにお伺いしたんです。受入れ地で認定を受けた。ということなんで、どういう土を受け入れるのかということ。

●● 委員 要するに認定を受けたということは、ほかの業者も埋めるという話やろ。

事務局長 他とは ちょっと言わなかったですね。
ただですね、県としては土の品目を決めてですね、これから計画を立てて、埋めていく許可を出しますという話やったから。

●● 委員 要するに私たちから言うたら残土処理場なんよね。僅かでも考えたらそこが残土処理場になりますという話。そういうふうな話やったら1年で終わるんよね。

事務局長 それがちょっと気になったんですよ。
その残土捨場として利用するのかどうかというところで、そういう相談を持っていったらですね、川崎町のほうがそういう土は受入れられないと。良質な土しか受けられない。

例えばその家を建てると思ったら切り土をして、残った土が建設発生土ですもんね。

あと床掘りした土とかがあるので、うちとしては、良質な土しか受入れませんと、いうお話をさせてもらってます。

●● 委員 もうそういうはっきりしちょかんと。また、要するに、近隣の方がこの前、埋めていることで井戸がちょっと濁った匂いがするといった。

だけどそこを下手すれば、撤去してくれっていう話になってくる変な泥とかを持ってくればですね。

そのときにちょっとおかしいなと思うと事務局のほうに連絡があったり、ちょっとどういった土が入るかは近隣の人も見るやろうきね。

事務局長 そうですね。

●● 委員 以前、2~3年前にも真崎の方で盛土をして資材置場に転用した案件が。

議長 ああ、あれはまだ埋めてない。いまだに手をつけていなくて県からも工事が完了していないので督促が来てます。1メートル四方のコンクリートを何個か置いているだけで後は何もしていない。流木などを持って来て積み上げて産廃ではないかと言われたが県に確認をしたら産廃ではないという回答でした。

(中略)

●● 委員 はい。今日の議事は建設発生土を入れていいかっていう話ですよ
ね。

係 長 はい。

●● 委員 ちょっと気になるのはですね、この●●なんですよ
ね。前からね、いつも引っかかるんですよ。この業者が関わった物

件はね、ほとんどまともにいっとらんですよね。系列会社ということだから、こちらから見りゃ怪しいわけですね、ちょっとねえ、それについては、何か埋め立ての計画書を出すとか、きちんと出とっとですか。

係 長

はい。

●● 委員

いつ頃までにするとか、何かそういうそのぐらいですか。また何回も変更届とかいつもそうですもんね。

議 長

いかこれまでの実績の問題から含めてですね。そういうものがずっと積み重ねいわゆるそういうものを記録、出たものが全く計画どおりいってないんじゃないかと。再三指導を受けたけども全く聞いてないと、というようなそういう実績のものがあれば、何か効果あるけど、ただ冒頭だけの問題ではちょっとなかなか難しい。問題のある業者の申請は書類が揃っているのに断るというのは出来ない。あの人たちは裏でどういう人たちと繋がっているかはこちらでも把握出来ないよね。今回、●●から●●に変わっているけど業者としては建設発生土をそこに持っていく事によっていわゆる産廃処理場にならない。●●委員としては真砂土を全部買えば大きなお金がかかるので建設発生土を入れたほうが費用はかからないとお互いが納得して建設残土を入れることにしたと言ったことだと思うんよね。あくまでも推測ですが。

●● 委員

事務局に聞きたいんですけど、法的なね今審議してるでしょ。

係 長

はい。

●● 委員

法的な書類とか手続は全部そろってるんですか。

係 長

はい。

●● 委員

それだけを審議するのが、この会じゃないですか。気持ちの問題でそういう問題をここでいったり、業者はここがいいとか、あそこは悪いとかだから個人の自由に関するようなことを、ここで言う話をいう場じゃないんじゃないですか。

それをちゃんとしていただけないですか。

議 長

議長と一緒に話がとめどもない話になってるので、お願い出来ませんか。個人の感情とかそういうことじゃなくてですね。

一応ですね、ここで隣地承諾書と水利の承諾書とそういうものが出ております。そういう建設廃土と真砂土を混ぜ込むというようなことも抱えておりますので、一応これ一、もうこれをもとにしたらおかしいかもしれんけどもあとは事務局と随時、工事現場を、見回るといふか、そういう形を見ながら計画どおり事業が進められておるかどうかを確認していく方法しかないんじゃないかなと。思いますけども、どんなふうですかね、そういう形でいいですか。

委 員

はい。

議 長

一応そういう形でこの●●氏の埋立てについては、こういう期間内に計画書等のおりで埋立て、近隣の農地または住民に迷惑をかけないように、事務局を、また地元の農業委員、あ

るいは私たちが常に気かけながらですね、現場を時々見て、その状態を見ていくということで進めたいと思いますが、それによ

委員

はい。

議長

そういうことで一応、4号議案については承認でいいということであれば、拳手のほうをお願いいたします。

はいありがとうございます。

賛成多数ですので議案第4号農地法第4条の規定による農地転用許可変更承認申請について、承認とし副本を交付します。

(●●委員入室)

それではその他はないですか。

無いようですので、農林振興課より、地域計画についての話がありますので、ちょっと、そのままお待ちください。

(農林振興課を呼びに行く)

●●

4月より農林振興課に移動してきた●●といます。

よろしくお願いします。

すいませんお配りした資料を見ていただけたらと思います。

早速ですけど、来年の令和7年の3月末までに、地域計画を策定しないといけないっていうことですね。集落座談会っていうのを、用紙の日程のとおり開催したいと思っています。

●● 委員

座談会はいいんやけど、どういうことを目指して座談会をするんですか。

●●

次、こちらのパンフレット見ていただけてください。

●● 委員

今の農政のほうで何かこういうのがあったらどうですかという案があるんですけど、そこでみんなで話をしました。

●●

私もですね、来たばかりで上手に話は出来ないんですが、もう、今皆さん高齢化とかになって、なかなかですね後継者とかも、いないような状態になってきてるような段階じゃないかと思うんですね。それで、持っている土地とかを、その後どうしていくとか、その地域地域ですね課題とかを話をしたりとか、持っている土地を次どういうふうに使っていくか誰かにお願いしようとかそういうのをですね、8地域に分けてお話を、その場で1回では決まるとは思えないんですけど、話をしていかないと始まらないからですね。いったん皆でよってですね、地域計画っていうのをつくって、また、もしかしたら来年また同じような話をして、煮詰めていくような形になっていくんだと思います。すいません。

●● 委員

これもう前の資料がないと。

●●

あります4年か、おととしから同じようなものを使ってきます。

それをもとにですね、またその時のどういう話をしたっていうのも、前任の中島さんから聞いてますので、そういうほうもですね、もっと、お話を聞いてその段階までにはですね、もちょっと

日程があるので、詰めてですね、座談会に向けて対応したい、お話できるようにしたいと思ってますので、一旦この日程で進めさせていただいて、会長はですね全日程参加していただけるということなんですけど、委員さんたちには、御自身たちの地域のところで参加していただいて、協力をさせていただけたらと思ってますので、すいませんよろしくをお願いします。

●● 委員

うちのほうの地域とか7時ぐらいとか誰も出てこん。

●●

それで、そういうのわかんなかったの、一旦たたき台としてっていかこれで行けたら行きたいと思ってたんですけど。

●● 委員

これ見ると地区を、中田原、西田原、東田原にしてもこれ私達が言うたって集まらんよね。

●●

はい、農業委員さんに最初お知らせしてですねほかの農家さんたちにはですね、農協が配ってるグリーンハートっていう、広報誌があるって聞いてて、それに同じものを、入れさしてもらって、周知はしたいと思ってます。

●● 委員

それで町はこれぐらいにしたらどうですかというような案は作っているんですか。

●● 委員

それに向けて、地図ができ上がってない。

●●

地図ができ上がってるので、その地図とか持って行ってですねそれをもとに皆さんとお話を、少しさしてもらおう。

●● 委員

あれこれ中田原、東田原だけはねほとんどの人がもう貸しておるよ。西田原だけは個人個人で大体しょう。これはやっぱある程度把握してから駄目よね。もうね、自分でしている人は何人かしかおらん。あとは全部小作に出しようね。

●● 委員

これ安宅がする時は土曜か日曜なんですよ。

●● 委員

ちょうどこれ6月7月とか、もうみんなね6月は無理やね、6月末にはやっぱり田植しようとか、7月の中旬頃までしよう。これ、農協の●●さんからちょっと私もお話したときにちょうど終わった時分じゃないかっていうことでお話いただいて、それで、よかったなと思ってたんですけど、7時からとか難しいですよ。個人個人で作る人はそれでいいけど、請け負うてしてるとこは、ちょっと終わってないんじゃないかなろうか。

●●

夜の7時とかから、もう難しいですかね。

●● 委員

大体年配の人は車を運転せんっていうて絶対出てこない。いや、これしたところでね、農家の人がほぼ出てこない。委員長、副委員長としての役員とか、うん、町の役員とか、それから農業も一緒にするやろうと思って農協みたいなもんじゃ何人ということで、公民館の隣の人とかね、そういう人たちがわざわざ歩いてもね、何人かが了解させるやなんかやね。。

●● 委員

米田地区は東川崎に入っているんやね。東川崎公民館までわざわざ歩いてまで遠い。

事務局 局長

皆さんの意見を聞いて、それは土日がいいっていうお話も今あったので。土日でも、それがね、運営会議、組合会議このときにね、出てきて説明して、組合長が一応聞くさね。

●● それはいつ、
●● 委員 まだ日にちは決まっとらんけど。
●● はい。
●● 委員 事務局全然連携とってないんですか。
取ってないんですか。
●● いや、事務局とも話はさせてもらってます。
●● 委員 なんかその案をつくるのにここでやってるようなので、そちら
で、そちらで原案をつくってからここではなしているんですよ。
事務局長 それで皆さんに今、日にちが合わんということだったので、いつ
頃っていうお話を今してるつもりなんですけど。
●● 委員 そんなつもりなんですけど、つもりになってなくてもうなし崩
し、もうぐちゃぐちゃになってるじゃないですか。だから、そこ
で話し合ってもらいたいんですよね。
●● ここでも話して、これが出来て出来たらこれでいかしてもらいた
いっていうことをですけど。
●● 委員 それはわかっているんですけど、そちらでされたらどうですか。
土日じゃないと出てこれないとか。
●● はいそうですね、
●● 委員 まだ来て1、2か月しか経ってないわけですね。
●● 委員 農業従事者が、いわゆるね、夕方から出にくいとか、そういうの
はもう、事務局は、事前に分かってることじゃないですか。
よく話し合ってください。基本的な事をここで話すことじゃない
と思います。以上です。
●● はい、分かりました。ありがとうございます。
議 長 事務局良いですか。
係 長 はい。
●● 委員 これは人・農地プランとはちがうんやろ。これを本当に去年まで
やって、それもね結構役場だけでしたところでまとまらんと思う
よ。農協にも話してます。
●● 地域計画とは人農地プランがですね、進化したみたいなもので
す。
議 長 人農地プランでやったときは、役場だけで8回、
●● 令和2年に相談会を開いたような実績があったんですけど。
議 長 十分参加してもらってね。いわゆる農協の農協だよりも広報紙に
載せていただいて、できるだけ地域住民に声かけて集まっていた
だいたというのが現状ですね。
前回のときはあるときは人農地プランでやっぱり同じように、
10年後の農業をどうするかという話を、そこでこれやったよ
ね。
●● 今回はそれプラス何かこう地図的にこの日程。
議 長 この日程でいったら言わんならまたちょっとこれ、この日程じゃ
難しいという話だけど、もう8月なら今度農地プランとなる可能
性が高い、農地パトロールが始まるし、なかなか取れないかと思

●●副会長

うんで、できれば、この日程で進めるか、それから逆に遅く、9月になればまた稲刈りが始まります。

地域の農家さんをどうやって集めるかっていうのになってるって
いうと、地区地区で、多分、色が違うので、例えば農業委員さん
だけこうばーっと集めてもらって、農業委員さんでどうするって
決めて、決めたほうが、何か、進みやすい日程か例えば毎週講話
じゃなくて、例えば田原の●●副会長に連絡取り合って田原はい
つぐらいがいいよという形のを1週間ほどで取って、次に2
週間後には太田地区を出しましょうか3週間後にはどうしましょ
うかそこの地域の日程に合わせてやっていくといいですよ。3か
月かけてね。そういうのも一つの案として、考えてもらったほう
がいいかなと思いました。

議 長

そう言うことで集落座談会の件について再度日程等は事務局のほ
うと、こうやって検討し直すということです。

ほかはないですかね。

ないようですので一応、本日の議題は全て終了いたしました次回
の総会は、ちょうどその時期は農繁期に当たりますので、6月の
農業委員会総会は、夜7時からです。

夜7時からですので、時間を間違いのないようお願いいたしま
す。

以上をもちまして川崎町農業委員会5月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会 14時35分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員

●●番委員

議 長